

都道府県推進計画

都道府県名	岐阜県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
<p>(1) 消費生活相談体制</p> <p>〔相談窓口強化に対する取組み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルは住民の誰もが関わりうる問題であることから県は、全ての県民が最も身近な市町村の相談窓口で適切な相談対応が受けられるよう、消費生活相談窓口の設置や相談員の配置など相談体制の充実強化を図ってきた。 <p>○管内市町村</p> <p>消費生活相談窓口については、平成 23 年度には、県下 42 市町村全てにおいて相談窓口が設置された。相談員配置自治体も、平成 26 年 4 月時点で 20 市町となり、平成 20 年度の 4 自治体から大幅に増加した。</p> <p>○都道府県</p> <p>平成 21 年度から県の消費生活相談員を増員するとともに、平成 22 年度から消費生活相談員の処遇改善として、消費生活相談に関する資格保有者について報酬の増額を行った。</p> <p>(2) 消費生活相談件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は年々複雑・多様化してきており、また悪質商法の手口も巧妙化しているため、相談対応には高度な専門知識が必要となっている。 ・平成 25 年度の消費生活相談件数の県受付と市町村受付の割合はほぼ同数であり、今後は市町村の相談件数の増加が予想されることから、住民に最も身近な市町村の相談体制の一層の強化が必要である。 ・県の相談窓口寄せられた相談件数は、16 年度 (18,392 件) をピークに減少傾向が続いていたが、平成 25 年度 (6,415 件) は前年度と比較し、相談件数が増加に転じた。 <p>○管内市町村</p> <p>市町村の消費生活相談件数は、平成 23 年度に全市町村で消費生活相談窓口が設置されたことで大幅に増加した。(H21 : 4,267 件 → H25 : 6,114 件)</p> <p>○都道府県</p> <p>管内市町村に寄せられた消費生活相談のうち、高度な消費生活相談を引き受け、あっせん等を積極的に実施した。県の相談件数は、管内市町村の消費生活相談窓口が整備されたことで減少に転じた。(H21 : 8,810 件 → H25 : 6,415 件)</p>	
「地方消費者行政強化作戦」への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、平成 29 年度までに「地方消費者行政強化作戦」の完全達成を目指す。 	

＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消

- ・ 全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されており、相談員の配置促進など相談体制の整備に向けた働きかけを行う。

＜政策目標 2＞相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- ・ 平成 26 年度当初は、消費生活センターを設置している自治体が人口 5 万人以上 12 / 13 市 (92.3%)、人口 5 万人未満の 6 / 29 市町村 (20.6%) となっている。
- ・ 消費生活センター設立促進に取り組んだ結果、人口 5 万人以上 13 / 13 市 (100%)、人口 5 万人未満 14 / 29 市町村 (48%) と向上した。
- ・ 平成 29 年度を目途に、人口 5 万人以上の全市町村及び人口 5 万人未満の 50% 以上の市町村に消費生活センターを設置するため、消費生活相談窓口の消費生活センター化に加え、広域連携による消費生活センターの設置を促進する。

2-2 管内自治体の 50% 以上に相談員を配置

- ・ 平成 26 年度当初は、管内市町村の 20 / 42 市町村 (47.6%) に消費生活相談員が配置されている状況である。
- ・ 管内自治体への相談員配置に取り組んだ結果、平成 27 年度には配置率 64.2% に向上した。
- ・ 平成 29 年度中に全市町村に相談員が配置されるよう、今後も市長等への訪問、個別ヒアリング等により相談員の配置について働きかけを実施していくとともに、消費生活相談員資格取得講座等を行うことで、相談員となりうる人材の裾野を広げる。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を 75% 以上に引き上げ

- ・ 平成 26 年度当初は、消費生活相談員の資格保有率 (県及び市町村) が 69% となっている。
- ・ 消費生活相談員の資格保有率引上げに取り組んだ結果、平成 27 年度には資格保有率 71.9% に向上した。
- ・ 平成 30 年度を目途に消費生活相談員の資格保有率を 75% 以上に引き上げるため、県が資格を保有していない市町村の消費生活相談員などを対象に「消費生活相談員資格取得講座」を開催し、相談員の資格取得を奨励する。また、現行 3 資格保有者に対しても「資格取得支援直前講座」を開催し、国家資格取得を支援する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を 100% に引き上げ (各年度)

- ・ 平成 26 年度当初は、管内の消費生活相談員の研修参加率は 82.6% となっている。
- ・ 消費生活相談員の研修参加率向上に取り組んだ結果、平成 27 年度には 87.8% となった。
- ・ 平成 28 年度中に相談員の研修参加率を 100% に引き上げるため、国民生活センターが実施する研修の周知、基金による旅費等の財政支援、相談員が研修に参加しやすい環境整備等を進める。
- ・ 県や市町村の相談員を対象にレベルアップ研修を開催し、相談員の研修参加を奨励する。

＜政策目標 3＞適格消費者団体の空白地域解消

- ・ 平成 27 年度当初、県内に適格消費者団体は存在しない。東海地域は、消費者被害防止ネットワーク東海 (愛知県名古屋市) が平成 22 年 4 月に適格消費者団体として認定されている。

＜政策目標 4＞消費者教育の推進

- ・ 消費者教育推進計画を策定済み (平成 25 年度)
- ・ 消費者教育推進地域協議会を設置済み (平成 25 年度)

＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築

- ・平成 27 年度当初、県内に消費者安全確保地域協議会は存在しない。
- ・重点取組市町村を指定し 5 市町で「高齢消費者被害防止モデル事業」を実施。
- ・高齢者を見守る人たちの消費者知識の向上を目指して「消費者教育担い手研修」を実施。

消費者行政推進の方針

<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>

- ・「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、管内市町村に対して働きかけを行う。
- ・管内市町村の消費生活相談体制の水準向上に向けた取組の支援を継続的に実施する。

<平成 30 年度以降の方針>

- ・平成 29 年度までに整備した管内市町村の消費生活相談体制を維持する。
- ・管内市町村の消費生活相談体制の水準向上のため、管内市町村の消費生活相談員を対象とした研修会を継続して実施する。
- ・啓発事業については、管内市町村と連携してより効果的・効率的な取り組みを実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

- ・住民に身近な市町村の消費生活相談窓口で適切な相談対応ができるよう、消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修を開催する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・専門化、複雑化する消費生活相談に対応するため、弁護士による相談員への法的助言を実施する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
- ・市町村の相談業務の円滑化を支援するため、県の相談員が市町村の相談窓口へ定期的に訪問する。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- ・消費者被害の未然防止・救済を図るため、悪質商法の手口や対処法、相談窓口等を周知するための広報啓発を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、高齢者及び高齢者を見守る人への広報・啓発を行う。(平成 27 年度～平成 32 年度)
- ・高齢者の見守り役の多様化に向けて、事業者との連携を推進。(平成 28 年度～平成 32 年) すべての県民に消費者教育の機会が提供できるよう、消費者教育人材の育成と教材の作成に取り組む。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- ・消費者教育をより効果的に行うため、特定の分野・年齢に特化して消費者教育を行う団体等と連携し、消費生活に関連する教育を実施する。(平成 27 年度、平成 28 年度)

その他特記事項

- ・県センターを地域における中核的相談機関(センター・オブ・センター)として、消費者からの多様な相談に応じるとともに、より広域性・専門性の高い相談にも対応できる、高い専門性を持った相談体制を整備し、運営する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	岐阜市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の充実のため、専門書などの整備。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・消費生活相談体制の充実のため、展示コーナー拡充・事務機器購入。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・消費生活相談体制の充実のため、電話設定。(平成 21 年度) ・センター案内のため、バスのアナウンスを実施。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・センター案内のため、バスチャンネルを実施。(平成 23 年度～平成 25 年度) ・消費生活相談体制の充実のため、FAX回線切替。(平成 24 年度) ・センター案内のため、冊子「高齢者の安心生活」を作成。(平成 25 年度) ・窓口高度化事業のため、弁護士による相談窓口のサポート及び実務Q&Aマニュアル作成(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談員等の対応力強化のため、研修参加支援(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者教育実践のため相談員を増員、相談員の指導業務を強化し処遇改善(平成 26 年度) ・中学校で協働により授業を実施。チラシなど作成(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活展の開催などによる広報活動を実施(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者モニターが参加する市外の施設見学を実施(平成 21 年度～平成 24 年度) ・クレサラ・ヤミ金被害者交流集会分科会を共催(平成 22 年度) ・市民に広く啓発するため広報ぎふ増刷記事を発行(平成 23 年度・平成 24 年度) ・地域の方と協働して広報するための素材の作成(平成 23 年度～平成 26 年度) ・食の安全・安心を確保するため、放射線測定検査体制の確立(平成 23 年度) ・生活再生雇用事業にて広報活動、チラシ作成(平成 24 年度) ・広報番組作成、ケーブルテレビにて放送(平成 24 年度) ・講演会など学校における消費者教育を実施(平成 24 年度) ・マジシャンのナポレオンズの公演を活用した学校における消費者

	<p>教育を実施（平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞冊子、街頭テレビによる啓発を実施（平成 25 年度） ・市内小中学校に消費者教育用の教材を配布（平成 25 年度・平成 26 年度） ・テレビCMによる啓発を実施（平成 26 年度）
<p>総括・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の相談件数が、平成 24 年度から、453 件と大幅に増加し、3,306 件であった。地域の相談窓口として定着している。 ・平成 25 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が 74,271 千円となった。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金開始前からセンター有。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から、消費者教育への対応と、相談増への対応のため、消費生活相談員を 1 名増員し、5 名体制となった。平成 29 年度には、消費者教育・啓発を充実するため、固定勤務の消費生活相談員を 1 名増員し、6 名体制としたが、平成 30 年度は交代勤務に改め、相談員全員で相談・啓発を行う体制とした。 ・平成 21 年度の当初予算では、国民生活センターでの研修参加について、相談員について 2 名各 1 回分の予算しかなかったが、平成 22 年度以降は、4 名が各 2 回参加出来るよう予算措置され、研修にも参加していたが、平成 30 年度以降は予算の見直しにより、6 名各 1 回の研修参加を原則として実施していた。しかし、社会情勢の変化によりオンライン等他の方法でも研修への参加が可能となったため、令和 3 年度より 4 回分の予算措置とした。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための消費者教育講座（中学校対象）を先駆的事業として実施（平成 27 年度）。教育委員会と連携し、先駆的事業を本格事業化して実施（平成 28 年度～）。 ・平成 27 年度に消費者教育推進計画を策定し、平成 28 年度からは当計画に従い、消費者教育を推進する（平成 28 年度～令和 2 年度）。 <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年に、くらしの安全推進協議会の中に新たに高齢者安全安心部会を設置し、「見守りネットワーク」の機能を果たす法定の消費者安全確保地域協議会として位置付けたが、今後、継続的に活動をしていくために、他の協議会を見守りネットワークに位置付けることも含めて、検討をしているところである。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・中学校における消費者教育では、既存のものに加えて、成年年齢引下げ関連の取り組みを充実させる。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・平成 29 年度で 6 名体制の消費生活相談員を、可能な限り、維持していく（平成 27 年度～令和 2 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を、可能な限り行う（平成 28 年度～）。 <p>消費生活展については、交付金終了後も一般財源にて実施する（平成 28 年度～）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に消費者教育推進計画（第 1 次）を策定し、平成 28 年度からは当計画に従い、消費者教育を実施した。（平成 28 年度～令和 2 年度）。 ・令和 2 年度に消費者教育推進計画（第 2 次）を策定し、令和 3 年度からは当計画に従い、消費者教育を推進する。（令和 3 年度～7 年度）。 ・高齢者被害防止のための通話録音装置の無料貸出に加え、平成 28 年度からは購入補助を実施する（平成 28 年度～）。
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	大垣市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談機能整備のため、消費生活センターを設置した。(平成 21 年度) ・ 消費生活相談体制整備を図るため、消費生活センター設置前の消費生活相談員の雇用準備研修期間を設けた。(平成 21 年度) ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名から 4 名に増員し、相談日を週 1 日から週 5 日、常時 2 名体制とした。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・ 相談内容の充実と相談員のレベルアップを図るため、研修参加の支援をした。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、イベントや出前講座等で配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度) <p>消費生活センターの利便性を高めるために、事務機器を設置した。(平成 23 年度～平成 25 年度)</p>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を開設した結果、相談件数は、平成 21 年度の 232 件に対し、平成 22 年度は 622 件と大幅に増加した。さらに、平成 25 年度は 805 件と相談件数が増加しており、相談窓口の周知がされつつある。 ・ 平成 23 年度から、消費生活相談員の相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、資格保有者が 2 名となった。 ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ、マグネットを作成し、出前講座等で配布した。その結果、出前講座が平成 22 年度 6 団体 245 名の参加に対し、平成 26 年度 8 月時点で 13 団体 513 名の参加と、着実に増加している。 ・ パソコン、コピー機等の事務機器を設置した結果、より効果的で充実した相談業務が行えるようになった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、27 年度より 1 時間あたりの報酬を 250 円増額し、1,250 円とした。 ・ 平成 26 年度は消費生活相談員の資格保有者が 2 名であり、将来的にも資格保有率を高めるため、研修会に参加を促し、資格取得を奨励する。 ・ 平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%であり、平

	<p>成 27 年度以降も研修参加率を 100%とする。</p> <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の見守りのため、関係機関と連携体制の構築を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの維持。継続。 ・ 消費生活相談体制の維持、継続。 ・ 消費生活センターの周知や消費者被害未然防止のため、出前講座、消費者啓発強化月間の実施及び継続。 ・ 消費生活相談員のレベルアップを図るため、研修参加支援の継続。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 消費者啓発強化月間について、イベントを継続して実施し、消費生活センターの周知、啓発活動をより効果的な内容に改善していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの維持、継続。 ・ 消費生活センターを週 5 日開設し、常時 2 名体制の維持・継続を図る。(平成 22 年度～平成 30 年度、その後自主財源化) ・ 消費者啓発強化月間ではイベントを開催し、首長表明を行い、消費生活体制の強化を図る。出前講座も歌や人形劇などを取り入れて実施継続。(平成 23 年度～平成 31 年度、その後自主財源化) <p>消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 23 年度～平成 31 年度、その後自主財源化)</p>
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	高山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の機能を充実させるため、執務室に相談スペースを設置した。(平成 22 年度) ・ 相談窓口の機能を充実させるため相談対応に必要な参考図書の購入を行った。(平成 24 年度～26 年度) ・ 相談窓口の機能を充実させるため導入した P I O - N E T 及び資料の保管庫を整備した。(平成 24 年度) ・ 消費者教育の活性化のため出前講座等で使用する機材等を購入した。(平成 22 年度) ・ 市民の悪質商法被害防止等を目的とした「地域啓発活動」を実施した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 相談対応の強化を図るため、担当職員の研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の機能の充実を図ったことで、相談者が安心して相談できる環境が整った。 ・ ホットラインの接続や出前講座等での窓口の周知により、相談件数は平成 22 年度 190 件に対し平成 24 年度では 317 件に増加しており、地域の窓口として定着しつつある。 ・ 出前講座等に使用する基本的な機材や資料等を整えることで、効果的な啓発を実施することができ、被害の未然防止だけでなく、地域での見守りを促進することができた。 ・ 相談担当職員の研修参加により対応能力の強化を図り、職員の対応能力や質が向上した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 ・ 平成 27 年度より消費生活センターを設置。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当職員の研修参加を継続し、相談対応のレベルアップを図るとともに、担当職員のみならず他の職員の研修参加を促し、職員の異動等による変更の際にも対応できる体制を整える。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 既存のネットワークを活用した消費者安全確保地域協議会設置の検討</p>

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口として、相談体制を維持する。 ・ 出前講座等の啓発事業により消費者被害未然防止を図る。
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 相談担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源化) ・ 相談担当職員の資格取得支援講座への参加支援を実施する。(平成 28 年度～平成 36 年度、その後自主財源化) ・ 市民の消費者被害未然防止を図るための出前講座や地域啓発活動を実施し、地域住民全体の対応能力や見守り体制を向上させる。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	多治見市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 年 月 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員（無資格）を 1 名配置した。（平成22 年度） ・ 有資格の消費生活相談員を週 2 日（午後）配置した。（平成22 年度～平成24 年度）平成24 年10月からは広域行政組合からの派遣に移行し、週 2 日（午前・午後）の配置となる。 ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成22 年度～平成24 年度） ・ 消費者被害防止のための啓発物品を作成し、市民へ配布した。（平成24 年度：小中高校生へ配布） （平成25 年度：高齢者対象、窓口及びイベント時に配布） （平成 26 年度：家庭対象、回覧板等）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成22年度の192件に対し、平成26 年9月時点で304件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2 >相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ 担当職員も消費生活相談を受け付けることにより、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備する。 <p><政策目標 4 >消費者教育の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p> <p><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯の周囲に対して啓発を行う。庁内及び関係機関と連携し、取組のあり方について検討する。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金を活用して配置・処遇改善した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。 ・ 弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	関市
-------	-----	------	----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口として「関市消費生活相談室」を開設し、消費生活相談員を 1 名配置した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力を強化するため、国及び県が主催する研修の参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 近年増加している高齢者への悪徳商法の被害の防止を図るため、老人会等への出前講座を行ったり、また、パンフレット等による消費者への悪徳商法被害防止啓発活動を行った。(平成 22 年度～26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置した。相談件数としては、平成 23 年度 93 件、平成 24 年度 105 件、平成 25 年度 142 件と増加しており、地域の窓口として定着しつつある。また相談員が研修に行き、相談員の能力強化及び地元への地道な啓発活動の結果の相談件数の増加と考えられる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1> <u>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活窓口設置済 <p><政策目標 2> <u>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の能力強化を図ることで、相談室の質を向上させるために、国及び県の研修に対し、積極的に参加の支援を行う。 <p><政策目標 4> <u>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5> <u>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各課、機関との情報提供、交流を今後も継続し連携強化に努める。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 身近な窓口である消費生活センターを強化するため、国及び県等の研修等に参加し、相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育を推進していくため、消費者教育推進計画の策定に向けたアンケート調査を行う。 <p><平成 30 年度以降の方針></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発事業についても基金活用期間経過後も事業を精査したうえで事業を行っていく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する（平成 27 年度以降） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る（平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源化） ・ 消費者教育の推進に向けて、アンケートの実施、ネットワークの構築を進める。（平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源化）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止に向けて関係各課が協力して対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	中津川市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日		
市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 22 年度) ・ 相談窓口設置とあわせ、消費生活相談員を 1 名雇用了。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・ 消費生活相談室周知のため、チラシを作成し、広報紙に折込配布を行った。(平成 22 年度～平成 24 年度) ・ 消費者被害防止のため、回覧板を作成し、市内の各地域へ配布した。(平成 25 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 108 件に対し、平成 22 年度は 158 件、平成 26 年 9 月末現在で 169 件と相談件数は増加しており、地域の相談窓口として定着したととらえられる。 ・ 平成 22 年度から、消費生活相談員の相談対応能力レベルアップのため、研修参加を支援した。その結果、窓口設置以前は、行っていなかったあっせん処理が、例年 10 件を超え、消費生活相談の対応能力・質の向上が伺える。 		
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初、消費生活相談室設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員及び担当職員を積極的に研修事業に参加させ、時勢に合わせた相談体制を維持できるよう、努める。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度から福祉推進員(中津川市社会福祉協議会)や中津川市包括支援センター職員(中津川市高齢支援課)など既存のネットワークを活用し、「見守りチェックシート」や「見守りのポイント」冊子を作成、配布、出前講座を実施し消費者被害の防止につながる様努める。 		
消費者行政活性化及び自主	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		

財源化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 4 月 1 日改正消費者安全法の施行に合わせた準備として、消費生活相談情報の安全管理をより一層確実にするための整備を行う（平成 27 年度） ・ 消費者教育に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 ・ 福祉担当部局と連携し、見守り体制を強化（出前講座による見守り者の知識向上）することにより、高齢者の消費者被害減少を目指す。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 出前講座等啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、基金活用経過後も時勢にあった講座を継続していく。
消費者行政活性化及び自主財源化の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者安全法改正に伴い、必要な備品を整備する。 （平成 27 年度目処） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続する。（平成 27 年度～平成 30 年度、その後自主財源化） ・ 相談員を引き続き雇用し、適正な相談体制を維持・継続する。 （平成 22 年度～平成 30 年度、その後自主財源化） ・ 消費者教育を見守り側・消費者自身の教育に力を入れ、消費者被害の防止を図る。（平成 27 年度～平成 36 年度、その後自主財源化）
市町村自主財源化プログラムによる活性化事業終了後も継続して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談室を維持する。 ・ 基金を活用して配置した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして、対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	美濃市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談担当者の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 窓口設置や消費者行政の周知のための啓発パンフレットやグッズを作成し、市内の全戸配布や庁舎配布、イベント時の配布を行った。(平成 22 年度～平成 25 年度) ・ 消費者被害防止のため、市民啓発講演会を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に相談窓口を設置し、啓発グッズ配布の効果により、相談件数は平成 22 年度 7 件、平成 23 年度 16 件、平成 24 年度 37 件、平成 25 年度 38 件と相談件数が年々増加し、平成 26 年 12 月末現在においても相談件数が 34 件と増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 22 年度から、消費者行政担当者が消費生活相談対応能力の強化のため消費者行政に係る研修に参加したことにより、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初には行政職員が対応していたが、平成 27 年度は消費生活相談員を雇用する。 ・ 国民生活センターの研修に参加させ、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワークの構築」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢消費者見守り事業を行い近年増加している高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした高齢消費者への啓発事業に対し各機関と連携を強化する。 		
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を雇用するとともに、消費生活相談員のレベルアップを図る。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク等の構築を支援する。 <p style="text-align: center;"><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費生活講演会等の啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、基金活用経過後も行う事業を精査していく。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。(平成 27 年度目途) ・ 平成 26 年度末時点で行政職員対応だったものを、消費生活相談員の雇用をすることで消費相談窓口のさらなる強化を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・ 消費者教育・啓発講演会を実施し、地域社会における消費者問題解決力強化を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度)
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	瑞浪市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、広域連携による巡回相談を開始した。(平成 24 年度) ・消費生活相談事業充実のため、関連する法律図書を購入した。(平成 23 年度) ・消費者被害を防止するため、市民向けに出前講座を開催した。(平成 22 年度、平成 24 年度～26 年度) ・消費者被害防止と消費生活相談窓口周知のため、マグネットシートを全戸配布した。市内の全自治会に啓発用回覧板を配付した。(平成 23 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度より東濃西部広域行政事務組合による消費生活専門相談員の巡回相談を開始。広域で連携することで専門的かつ継続的に相談にあたることができるようになった。相談件数も、平成 23 年度の 29 件に対し、平成 24 年度は 65 件、平成 25 年度は 93 件と大幅に増加した。また、平成 27 年 1 月時点で 121 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 22 年度から実施した出前講座は、平成 26 年度で、のべ 18 回開催となり、約 700 人と多くの参加者があった。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東濃西部広域行政事務組合による消費生活専門相談員の巡回相談を継続して行うことにより、資格を保有する消費生活相談員を確保する。また、消費生活相談担当職員のレベルアップのため、専門相談員から指導や助言を受けたり、研修などへの参加を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 		
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、広域組合による巡回相談事業の連携解消の検討中である。連携を解消する場合は、平成 29 年度より単独で消費生活相談員を雇用し、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備・拡充を行う。併せて、消費生活センターの設立を目指す。 ・消費生活相談担当職員および消費生活相談員を研修に参加させ、レベルアップを図る。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止のための啓発事業を実施する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・消費生活センターの安定的な運営を図る。 ・消費生活相談員等の研修の機会を確保する。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止と相談窓口の周知のため、啓発物品を配付する（平成 27 年度、平成 28 年度、平成 31 年度、その後自主財源化） ・消費者被害を防止するため、市民向けに出前講座等を実施する。（平成 27 年度～30 年度、その後自主財源化） ・消費生活相談担当職員および消費生活相談員の対応能力強化のため、研修に参加する。（平成 27 年度～35 年度、その後自主財源化） ・充実した相談体制を構築、維持するため、消費生活相談員を雇用する。（平成 29 年度～37 年、その後自主財源化）
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にし、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	羽島市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を強化するため、専任の相談員による相談体制とした。(平成 22 年度) ・週 2 日で相談体制であったが、非常勤嘱託員を雇用し、週 5 日の相談体制とする。(平成 25 年度) ・相談内容の充実を図るため、県などが実施する研修会への参加を支援した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・啓発パンフレットを作成し、全戸配布することにより消費者の被害防止を図った。 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員等が各種研修に参加することにより、レベルアップを図った。 ・平成 22 年度の相談件数は 45 件であったが、平成 24 年度からは 100 件を超える相談件数となった。 ・自治会の回覧文書や全戸配布等でチラシやパンフレットによる啓発をした結果、市民への周知が図られた。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格保有の専門相談員を確保し、相談窓口の設置・維持に努める。 ・各種研修へ参加しやすい環境整備に努め、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>「対象外」</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状において、関係団体との連携が取れていないことから、まずは関係部局と個々に調整を図っていく。 		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資格保有者の専門相談員を確保し、相談体制を維持する。 ・相談状況等を鑑み、場合によっては広域連携による相談窓口を構築するなど実情に応じた体制づくりも検討する。 		
	<平成 30 年度以降の方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 		

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・専門相談員を確保し、消費生活相談窓口を維持する。・消費生活相談員のさらなるレベルアップを図るため、研修参加支援を継続して行う。・消費者被害を未然に防ぐために行う啓発事業を継続して行う。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	恵那市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 1 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置し相談員 1 名を配置した。(H23) ・ 消費生活相談員の能力向上のため研修会への参加を支援した。 ・ 消費者被害防止のため啓発チラシを作成し全戸配布した (H23) ・ 高校生の契約知識の向上のため、出前講座を開催した (H24. 25) ・ 新規学卒者のための社会人契約知識向上のため、出前講座を開催した。(H25) ・ 高齢者のための訪問販売等に遭わないために出前講座を開催した。(H25)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ H23 年度に消費生活相談窓口を設置し、H23 年度 56 件、H24 年度 54 件、H25 年度 48 件と相談件数は減少しているが、H25 年度に実施した出前講座等を多く開催したことで未然に防ぐことができつつある。 ・ 消費生活相談員の対応能力の強化のため研修参加を支援したことにより、対応能力や質が向上した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23 年度に消費生活相談窓口設置 済み <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センター主催の研修等に参加し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>民生委員、ケアマネージャーへの高齢消費者被害防止の研修の開催や啓発チラシを配布することにより、高齢者の見守りネットワークの強化を図る。</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口として相談体制を維持・強化するため、相談員のレベルアップを図る <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金活用期間を経過した事業については、自主財源化を順次目指していく。 ・ 啓発事業については出前講座等行う事業を精査していく

<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員のレベルアップを図るため研修参加を継続して支援する。(H27～31年 その後自主財源化) ・ 相談員の処遇は維持する (H27～31年 その後自主財源化)
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の被害防止のため関連機関との連携を密にし、対応する。

市町村消費者行政推進事業実施プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	美濃加茂市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制整備のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 2 名雇用した。(平成 21～22 年度) ・ 近隣の町と消費生活相談の連携を図るための協定を締結し、消費生活相談体制を拡充するため、消費生活相談員を 2 名から 3 名へ増員、また車両等を購入し協定区域内の相談に対応できるようにした。(平成 23 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談室の住民周知のパンフレット作成・配布(平成 21～) ・ 悪徳商法等に対する被害防止の啓発グッズの作成・配布(平成 23～) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談室を設置し、平成 25 年度では 220 件、平成 26 年度上半期では 146 件と年々相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。 		
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 ・ 平成 24 年 1 月より近隣 3 町(坂祝町・富加町・川辺町)と協定を締結し、広域消費生活相談室を開設済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当行政職員も相談を受け付けることにより、消費生活相談員の研修参加が県主催の研修だけでなく、国民生活相談センター等が開催するより多様な分野の研修を受けやすい環境を整備する。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる関係機関ではそれぞれ抱えている事務があり、新たに消費者生活の見守りネットワークとして発足することは難しい。関係機関において既存の枠組みに参加していく形で、連携を重ねていくことで徐々に繋がりを強めていき、見守りネットワークを構築していく。 		

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域消費生活相談室の維持・強化する。 ・ 地域の身近窓口である消費生活相談室として、消費生活相談体制を維持・強化するため、各関係機関の活用により消費生活相談員のレベルアップを支援する。 ・ 啓発活動など消費者教育にも力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、関係機関と連携を図り地域内ネットワーク構築等を支援する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発活動については、出前講座など、より効果的な取組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域消費生活相談室を維持する。 ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27～30 年度) ・ 広域消費生活相談窓口設置に伴い相談員 3 人雇用の継続・報酬の維持を図る。(平成 27～31 年度) ・ 悪徳商法等に対する被害防止の啓発活動の継続を図る。(平成 27～31 年度) ・ 高齢者や若年者などの消費者被害未然防止事業等を実施し、関係機関と連携を図り、地域ネットワークの維持・強化を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内・協定区域内の連携を密にして全庁・協定区域全域をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	土岐市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 1 名を配置し、消費生活相談窓口を拡充した。(平成 22 年度、相談員雇用に関する基金活用は平成 24 年度から) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発物品を配布するとともに、広報紙やホームページで啓発を行った。(平成 22 年度～26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談員を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 15 件に対し、平成 25 年度は 96 件と大幅に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 23 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 22 年度の 0 件に対し、平成 25 年度で 5 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 		
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度から配置している相談員を、今後も継続して雇用し、週 5 日の相談窓口開設を堅持する。 ・ 平成 26 年度当初、相談員が資格を保有していないため、県や国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ PIO-NET2010 用端末の撤去後も、LGWAN 経由での PIO-NET2015 の利用環境を整えることで、相談窓口の質の低下を防止する。 ・ 相談者のプライバシー保護のため、壁で仕切られた部屋にて相談業務を行う(相談体制の機能の拡充)。 ・ 消費者ホットライン 188 番と消費生活相談窓口を周知し、相談者を広く掘り起こす。 		

	<p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 既存のネットワークを持つ福祉部局や、民生委員などとの連携を強化し、高齢者を消費者被害から守ることができるよう努める。</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 相談窓口の機能を拡充する。 ・ 消費者ホットライン 188 番と消費生活相談窓口を周知する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持・強化する。 ・ 相談室を整備し相談者のプライバシー保護を図る。また、それに伴い、事業者への照会などを行うため相談室から架電できる設備などを整える。(平成 27 年度まで) ・ 消費者ホットライン 188 番と消費生活相談窓口を周知するための啓発物品を作成する。(平成 29 年度まで) ・ 消費生活相談体制を維持するため、今後も消費生活相談員を雇用する。(平成 32 年度まで) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 31 年度まで)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	各務原市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、相談室を拡張し、パソコンを設置した。(平成 24 年度) ・消費生活相談への対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活センター設置に伴ない、相談日と相談時間を拡大し、毎週月・水・木・金曜日の 10 時から 17 時の受付とした。(相談日の拡大平成 22 年度～平成 26 年度、相談時間の拡大平成 25 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発物品を作成し、出前講座で配布した。(平成 24 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に相談日を拡大し、平成 25 年度には相談時間を拡大したところ、相談件数は平成 21 年度 167 件に対し、平成 22 年度 218 件、平成 25 年度 291 件と増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・消費生活相談への対応能力強化のため、平成 22 年度から相談員の研修参加の支援をした。また、平成 26 年度より資格を所有する相談員を 1 名から 2 名に増員したところ、あっせん件数の割合が平成 25 年度は 10%であったが平成 26 年度 10 月時点では 17%に増加し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費者被害防止のため出前講座を開催し、平成 22 年度には 24 件平成 25 年度には 31 件延べ 1,564 名が参加した。また、開催先にて相談窓口を周知する物品(ポケットティッシュ)を配布し、窓口の周知をした。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日を週 5 日に増やし、相談時間は 10 時から 17 時とする。 ・消費生活相談員の処遇を維持すると共に、現在在籍している相談員の退職に伴い、新規採用相談員を資格所有者とし、相談員の資格所有率を 100%とする。 ・複雑化・高度化する相談内容に対応するため、引き続き研修参加の支援を行い、研修参加率 100%を維持する。 		

	<p><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢消費者被害防止推進モデル事業」（平成 27 年度実施）で強化した近隣ケアグループなどの地域を見守る人々に対し、引き続き出前講座等で見守りのポイントを啓発するなどして、「見守りネットワーク」の一層の強化を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター機能を維持する。 ・身近で専門的な消費生活相談窓口として相談体制を維持・強化するため、相談日を増加し、相談員全てを資格取得者とする。 ・消費生活相談への対応能力強化のため、相談員の研修参加の支援を維持する。 ・既存の出前講座に加えて幅広い世代への消費者教育に力を入れ、教育機関における出前授業を開催する。 ・トラブルに遭うリスクの高い高齢者を見守る地域ネットワークを構築し、被害の未然防止を図る。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、啓発員の確保と内容の精査をしながら継続していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター機能を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活相談窓口体制の強化のため、相談日を週 5 日に増加するとともに、相談員全てを資格所有者とする。(平成 28 年度目途) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を維持する。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・主として高齢者や社会人に対し消費者被害の防止と窓口の周知のため、啓発員による出前講座の開催を維持する(平成 27 年度～平成 30 年度) ・トラブルに遭いやすい高齢者を見守る地域ネットワークを構築し、被害の未然防止と相談窓口の周知をする。(平成 27 年度) ・消費生活相談員と共に小中学校等での出前授業を開催し、消費者教育の推進を図る。(平成 28 年度～平成 36 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	可児市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談機能整備・強化のために、事務用機器の設置（ノートパソコン 1 台）及び市民への周知啓発（リーフレット及びシール作成・配布）を行った。 ＜平成 21 年度＞ ・消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。 ＜平成 21 年度～平成 26 年度＞ ・消費者被害の未然防止のため、啓発用パンフレット、ステッカー、グッズを作成し、配布した。 ＜平成 24 年度～平成 25 年度＞ ・消費者被害の未然防止のため、出前講座用の機材を購入した。（ノートパソコン、ラミネーター、プロジェクター、スクリーン、インクジェット複合機各 1 台） ＜平成 24 年度＞ ・新成人における消費者被害の未然防止のため、成人式に啓発用の冊子を作成し、配布した。 ＜平成 25 年度＞ ・消費者行政機能を強化するため、相談日を週 3 日から週 4 日に増設した。 ＜平成 21 年度～平成 26 年度＞ ・消費者行政機能を強化するため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。 ＜平成 22 年度～平成 23 年度＞ ・消費者行政機能を強化するため、勤務時間を 0.5 時間延長した。 ＜平成 23 年度～平成 26 年度＞
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度から専門の相談員による消費生活相談を開始し、相談件数は、平成 17 年度は 166 件。平成 21 年度までは増加・減少が見られたが、平成 22 年度から徐々に増加し、平成 23 年度には 194 件と大幅に増加した。平成 25 年度には更に増加し 276 件となった。平成 26 年度は、9 月末時点ですでに 146 件となり、消費生活相談窓口の設備を整え、周知させたことで、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、多様化・複雑化する消費者トラブルに対して迅速かつ的確に対処することができ、平成 22 年度は 14 件であったあっせんの件数も平成 23 年度～25 年度徐々に増加し、平成 26 年度 9 月末時点ですでに 12 件となり、消費生活相談員の対応能力や質が向上した。 ・消費者被害の未然防止（主に高齢者の消費者トラブルの防止）のため啓発及び出前講座を行った。平成 19 年度から主に地域の高齢者を対象に出前講座を行ってきたが、平成 25 年度は年 5 回と増加

	<p>し、平成 26 年度 9 月末ですでに 8 回開催しており、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から相談日を週 3 日から週 4 日に増設し、平成 22 年度～23 年度には相談員を 2 名体制から 3 名体制にし、平成 23 年度からは勤務時間を 5 時間から 5.5 時間に延長するなど、消費者行政機能を強化するための人的体制の整備を行った。そのため、増加する相談に対しても対応することができ、業務を円滑に実施することができている。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初において、消費生活相談窓口はすでに設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度当初（平成 29 年 4 月 3 日予定）から消費生活センターとするため、開設日を週 4 日から週 5 日とする。 ・平成 26 年度当初において、消費生活相談員の資格保有率は 100% であるが、質の高い相談・救済のため、国民生活センター等の研修に参加させることで、更に消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は、100%であったが、平成 26 年度以降も引き続き研修参加率 100%とする。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び地域の関係機関が連携した「見守りネットワーク」を市町村推進プログラムの計画期間内を目途に構築する。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・より多様化・複雑化する消費トラブルに対して、迅速かつ的確に対処することができるよう消費生活相談対応能力強化のため、研修参加支援を行う。 ・消費者生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を増員するとともに、消費生活相談の専門性に配慮し、消費生活相談員の処遇改善のため、1 時間あたりの報酬の増額を行う。 ・消費者教育に力を入れ、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持していく。 ・消費生活相談対応能力強化を図った研修参加支援及び消費者行政機能強化を図った消費生活相談体制については、交付金活用期間終了後も継続して実施していく。 ・出前講座等の啓発事業については、交付金活用期間終了後もより効果的な取り組みを目指す。

<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 <平成 29 年度目途> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 <平成 27 年度～平成 29 年度> ・相談日を週 3 日から週 4 日に増設し、勤務時間も 0.5 時間延長するなど消費生活相談体制を強化してきたが、平成 29 年度当初から消費生活センターの設置に伴い、開設日を週 4 日から週 5 日に増設するとともに、消費生活相談の専門性に配慮し、消費生活相談員の処遇改善のため、1 時間あたりの報酬を 1,200 円から 1,250 円へ増額する。 <p style="text-align: right;"><平成 27 年度～平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター設置に伴い、センターを周知させるためにパンフレット及びグッズなどを作成・配布する。 <p style="text-align: right;"><平成 28 年度～平成 29 年度目途></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の啓発活動で配布する啓発用パンフレット及びグッズなどを作成・配布する。 <p style="text-align: right;"><平成 27 年度～平成 32 年度></p>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止や消費者教育の推進等について、庁内の関係部署と連携を図りながら対応する。

市町村消費者行政推進事業実施プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	山県市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に庁舎 1 階の事務室を改修し、個別に複数の相談に対応できるよう、市民相談室を設置した。 ・ 消費生活相談の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・ 広報紙による、消費者育成啓発をした。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者トラブル防止のための研修会・講演会を開催した。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 24 年度) ・ 消費巡回事業の拡充を図るために専用車両を購入。(平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相談室を設置したことにより、相談しやすい環境を整えることができた。 ・ 消費者生活相談件数が、平成 22 年度は 69 件、平成 23 年度は 47 件、平成 25 年度は 27 件と減少しており、講演会・啓発チラシ等により、消費者トラブルの抑制・被害防止につながった。 ・ 消費巡回用の専用車両を購入したことにより、高齢者の多い北部地域を定期的に巡回し、啓発・被害防止につながった。
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な巡回事業等、継続していく。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度までは、相談窓口は担当職員により行っていたが平成 27 年度より専門の相談員を配置する。(1 名) <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費相談窓口・巡回事業を維持する。 <p>消費生活相談員を配置して、より消費生活相談体制の強化に努める。</p>
	<平成 30 年度以降の方針>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員を配置した消費生活相談窓口を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源化) ・ 消費生活相談窓口が地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築する。(平成 23 年度～平成 29 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村自主財源化プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	瑞穂市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談室を設置（平成 21 年度）するとともに、専任の消費生活相談員を配置（平成 22 年度）した。 ・消費生活相談員の対応能力強化のための研修参加（平成 23 年度～平成 24 年度）を支援した。 ・イベント時にパンフレット等の配布（平成 21 年度～）を行ない、市広報誌には消費者情報等を掲載（平成 22 年度～平成 25 年度）するなどの啓発活動に努めた。 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に設置した消費生活相談室での相談件数は 4 件と少なかったが、専任の相談員を配置した平成 22 年度では 33 件と大幅に増加した。また、平成 25 年度での相談件数は 40 件と更に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 23 年度～平成 24 年度に消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談室を設置するとともに、平成 22 年度には専任の消費生活相談員を配置済み。 <p><政策目標 2> 相談体制の質の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を配置した消費生活相談室の週 5 日開設を維持する。 <p><政策目標 4> 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外。 <p><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会の設置の必要性を検討する。 		
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な消費生活相談室として、消費生活相談員を配置した消費生活相談体制を維持する。 ・消費者被害の未然防止に重点をおいた啓発活動に取り組む。 		
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制及び啓発活動については、交付金活用期間経過後に自主財源化を目指す。 		

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談室を維持する。・消費者への啓発活動に取り組む。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	本巣市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 年 月 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 1 名配置した。(平成 21 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため、平成 21 年度には消費生活講演会を開催し、その後は交通安全大会等で出前講座を開始した。また、成人式典の機会を利用し、新成人に対し啓発チラシの配付を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 20 年度の 0 件に対し、初年度の平成 21 年度は 7 件と少なかったが順次市民に浸透し、平成 23 年度以降は毎年 30 件以上となっている。また、平成 26 年 9 月末時点で 20 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着している。 ・ 平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 平成 21 年度から実施した講演会、出前講座を平成 26 年度まで継続して実施しており、総受講者数は約 1,800 人となっている。成人式典の機会を利用することで、例年 400 人程度の新成人に対して、消費者の自立を支援するための啓発ができています。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2 >相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称は「消費生活相談窓口」となっているが、平成 21 年度当初より消費生活相談員（警察官 O B）1 名を配置し PIO-NET を備え週 5 日開設しているため「センター」の要件を満たしている。ただし、相談員は消費者安全法施行規則第 7 条に規定する資格は取得していないためセンターという名称は使用しない。 ・ 現在消費生活相談員は資格を保有していないため、国民生活センターの研修への参加を継続し、消費生活相談員のレベル維持を図る。また、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ 平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%であり平成 27 年度以降も継続する。

	<p><政策目標4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築 対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持するとともに、地域社会における消費者問題解決力の強化のため、専門図書の整備をする。 ・ PIO-NETのLGWANへの接続を図る。 ・ 高齢者、新成人への啓発に重点的に力を入れ、消費生活講演会、チラシの配付等により効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。
	<p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持する。 ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援を継続する。(平成27年度～平成29年度、その後自主財源化) ・ 出前講座や新成人への啓発活動を継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	郡上市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談担当職員の対応能力強化のため研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため各種啓発活動を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 1)各庁舎（相談窓口）に市民周知用の懸垂幕とのぼりを設置。 (平成 21・22 年度) 2)悪徳商法防止啓発手引きを自治会回覧及び庁舎設置。 (平成 21 年度) 3)高齢者団体や福祉関係者などを対象に、啓発用パンフレットを用いながら消費者トラブル防止講座を実施。 (平成 22 年度～平成 26 年度) 4)中高生および成人を迎える若者に対して啓発物品を配布。 (平成 22 年度～平成 26 年度（予定）) 5)広報紙に消費者トラブルに関する特集記事を掲載。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置後、相談件数は平成 21 年度の 9 件に対し、平成 25 年度は 67 件と大幅に増加した。このことから、消費生活相談窓口が地域に定着しつつあると考えられる。 ・平成 22 年度から平成 25 年度で、出前講座を 21 回実施した。平成 26 年度においては、2 月現在で 6 団体からの講座申込みを受けていることから、市民の消費者トラブルに対する関心が高まっていると考えられる。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から専門の消費生活相談員を 1 名配置した。 ・研修の参加により消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談に関する資格の取得に努める。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p>		
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の消費生活相談員を配置し、相談窓口機能を維持・増進する。 ・消費者相談対応や消費者教育に関する研修等に参加し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座や行政情報番組などによる消費者啓発・教育を拡充することで、地域の消費生活問題への対応能力向上を支援する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度以降に実施を開始している事業については、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 出前講座や行政情報番組制作などによる消費者啓発・教育を、交付金活用期間経過後も継続的に推進する。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の消費生活相談窓口機能を維持する。 ・ 専門の消費生活相談員を 1 名配置し、消費生活相談窓口機能の強化を図る。(平成 27 年度～平成 37 年度、その後自主財源化) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度、その後自主財源化) ・ 出前講座等による消費者啓発・教育を、交付金活用期間経過後も引き続き実施し、高齢層以外にも、民生児童委員、福祉委員、公民館、学校関係などを対象とすることで、地域の消費生活問題への対応能力向上を目指す。(啓発資材購入：平成 27 年度～平成 31 年度、その後自主財源化)
<p>その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	下呂市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化の為、消費生活相談窓口を設置した。(平成 22 年度) ・ 消費者行政担当職員の対応力強化の為、研修を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 市民の消費者被害防止の為、出前講座を開始した。(平成 22 年度) ・ 消費者被害防止の為の啓発チラシを作成し、市内に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平均して年間 20 件程度で、更なる周知が必要である。 ・ 平成 23 年度から消費者行政担当職員の消費生活相談対応能力の強化の為、研修参加を支援した。担当職員の対応能力の質が向上した。 ・ 平成 22 年度からプログラム化している出前講座が、平成 25 年度に依頼があり 1 回実施した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2> 相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度より国民生活センター、岐阜県、他団体開催の研修に担当職員が積極的に参加している。 <p><政策目標 4> 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会、市福祉部と連携して高齢者見守りネットワークを構築する。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化する為、消費者行政担当職員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。
	<平成 30 年度以降の方針>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費者行政担当職員の対応能力強化の為、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源化) ・ 地域の消費生活問題への対応能力向上の為、市民に対し啓発活動を行う。(平成 27 年度～平成 32 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止の為、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	海津市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士をアドバイザーに月 1 回の消費生活相談日を設定した。 (平成 22 年度～平成 27 年度) ・ 職員の相談への対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 22 年度～平成 27 年度) ・ 消費者被害防止のために啓発パンフレットを作成し、高齢者、中高生等に配布した。(平成 25、26 年度) ・ 多様化・複雑化する消費者問題に対し、相談への対応能力強化を図るため参考図書を購入した。 (平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な各種研修の参加及び参考図書購入により、多様化・複雑化する消費者問題に対し、相談員の対応能力や質が向上した。 ・ 弁護士をアドバイザーとし、より専門的な消費生活相談に対応した。 ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28 年度から職業相談員と兼務ではあるが相談員を配置する。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や地域包括センター等既存のネットワークを活用し見守りカードを見守りの担い手に配り高齢消費者の消費者被害を防ぐ。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員を配置・維持する。 ・ 消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士の活用や研修会への参加を支援する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ リーフレット配布等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談員を配置・維持する。(平成 28 年度開始)・消費者被害の未然防止を目指し、高齢者や中高生に向けて啓発を行う。(平成 27 年度～平成 33 年度)・研修会等の参加支援により、消費生活相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	岐南町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の設置 (H23) ・ 窓口開設日を週 5 日とし、専任の消費生活相談員による消費生活相談会を月に二回行った。(H23~H26) ・ 啓発のためのリーフレットを配布した。(H24) ・ 参考図書等を購入し、消費生活相談窓口の対応強化を図った。(H24~H26)
総括・評価	<p>窓口を開設した年 (H23) の相談件数は年 5 件であったが、25 年度は 13 件にまで増加した。26 年度は 9 月時点で 13 件と既に前年度の相談件数に追い付いており、更に増加傾向にある。町の相談窓口として定着し始めていると言える。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <p>相談員、相談を受け付ける担当職員が研修を受けやすい環境を整備する。</p> <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口、月 2 回の消費生活相談会を維持する。相談体制強化のため引き続き巡回訪問の受け入れを行い、相談員と担当職員の研修参加を奨励する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金等活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口、月 2 回の消費生活相談会を維持する。 ・ 消費生活相談員の報酬 (1 時間あたり 1,200 円) を維持する。(H31 まで交付金等活用、その後自主財源化) ・ 研修への積極的な参加により相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	笠松町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 23 年度 10 月) 消費者教育・啓発のため、パンフレットを配布するとともに、庁舎内にパンフレットを設置した。(平成 24 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数が、平成 25 年度 7 件、平成 26 年度 8 件と、地域の相談窓口として定着しつつある。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度以降も消費生活相談窓口を継続設置する。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置・維持する。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<平成 30 年度以降の方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。 		

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	養老町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員としての専門的知識の習得及び相談対応能力向上のため、参考図書を購入した。(平成 23 年度～平成 25 年度) ・消費者被害未然防止・拡大防止のため、啓発グッズを作成し、啓発活動を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・相談窓口整備のため、必要な備品を購入した。(平成 24 年度～平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動等により、若干ではあるが毎年相談件数が増加しており、地域の身近な相談窓口として定着しつつある。 ・参考図書の購入により、消費生活相談業務に必要な知識や助言の仕方等基礎知識が身につき、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・備品購入により、消費生活相談窓口が充実してきた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が相談を受けるにあたっての知識習得及び能力向上のため、研修に参加しやすい環境を整備し、研修参加率を前年度以上にする。 ・有資格者がいないため、資格取得に向けた環境整備をすることで、消費生活相談員としてのレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員としての知識向上のために必要な参考図書を購入する。 ・より効果的な消費者被害未然防止・拡大防止のための啓発活動を行う。 ・消費生活相談窓口体制を維持・強化するために必要な備品の購入をする。 ・積極的に研修に参加し、消費生活相談員としてのレベルアップを図る。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口整備（体制）については、基金活用期間経過後は自主財源化する。 ・啓発キャンペーン等の啓発活動については、より効果的な取り組みとなるよう事業の実施内容等を検討（精査）しながら、基金活用期間経過後は自主財源化により行っていく。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員としての専門的知識の習得及び対応能力強化のために必要な参考図書を購入する。（平成27年度、その後自主財源化） ・相談窓口体制の維持・強化のために必要な備品を購入する。（平成27年度、その後自主財源化） ・消費者被害未然防止・拡大防止のため、啓発グッズを作成し、啓発活動を行う。（平成27年度～平成30年度、その後自主財源化） ・いずれは近隣市町村と連携のもと、広域による消費生活センター及び消費生活相談員の設置を目指す。 ・消費生活専門相談員の配置（平成27年度～平成34年度、その後自主財源化）
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止・拡大防止のため、庁舎内の連携を密にし、質の高い相談が受けられるようにする。

市町村事業プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	垂井町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制の充実のため、消費生活相談窓口を設置（平成 24、25、26 年度） ・ 消費者被害防止のため、パンフレットを購入し、役場及び各公民館に配置した。（平成 24、25、26 年度） ・ 新成人に対し、消費者被害防止のための、パンフレット及びグッズを配布した。（平成 24、25、26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度に消費者相談窓口を設置し、相談件数は、平成 24 年度に 7 件、平成 25 年度は 21 件と相談件数は大幅に増加した。また、平成 27 年 2 月時点で 10 件の相談を受けており、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」（基金を通じた当面の政策目標）への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度に消費者相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度から開設した相談窓口は週 5 日開設しており、引き続き週 5 日相談窓口を開設する。 ・ 担当職員も積極的に研修に参加し、消費者行政のレベルアップを図る。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 対象外</p>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置・維持する。 ・ 消費者被害を未然に防ぐため、パンフレット等により住民への啓発活動を実施する。
	<平成 30 年度以降の方針>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害を未然に防ぐため、パンフレット等により啓発活動を実施する（平成 27～32 年度、その後自主財源化）。

その他特記事項	
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	関ヶ原町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の看板設置等を行い開設に向けて整備した。 ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内に配布した。 ・消費者ホットライン専用回線を設け、相談業務の円滑な運営を目指した。 		
総括・評価	<p>・平成 23 年に消費生活相談窓口を設置したが、相談件数が年に 1～2 件程度と少なく、地域の相談窓口として定着がされていない。町人口が八千人を切る小さな町ということもあるが、啓発活動を続け件数の多少に関わらず、対応能力の向上に引き続き努めたい。</p>		
「地方消費者行政強化作戦」（基金を通じた当面の政策目標）への対応	<p><政策目標 1> <u>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年に消費生活相談窓口を設置済み <p><政策目標 2> <u>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な理由により専門の相談員を置くことが難しいため、行政職員により相談に対応できる体制作りを目指し、研修会などに積極的に参加し、知識や対応能力を向上させ、窓口相談の円滑な運営を目指す。 <p><政策目標 4> <u>消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5> <u>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>対象外</p>		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化を図り、又、啓発チラシなどにより、消費者被害防止に努める。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<平成 30 年度以降の方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化と、より効果的な消費者被害未然防止策を実施するため地域ネットワークの構築等を進めたい。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の充実のため、職員の積極的な研修の参加を図る。 ・地域ネットワークの構築 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署だけではなく、全庁をあげて対応できるような取り組みもしていきたい。 		

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	輪之内町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費者ホットラインの接続、PIO-NET の新規配備を行った。(平成 23～平成 24 年度) ・ 相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害を防止するための啓発として、チラシの全戸配布や、敬老会や新成人式等での啓発を行った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 地域住民に消費者問題を広く周知し、安心なくらしを守るために、消費者問題講演会を開催した。(平成 24 年度) ・ 町内小中学校における消費者教育に関する出前講座授業を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活相談窓口を開設し、相談件数は、平成 24 年度は 3 件、平成 25 年度は 7 件、平成 26 年度は 12 件である。相談件数は少ないものの、地域の相談窓口として周知されつつある。 ・ 相談対応能力の強化として、研修に参加してレベルアップを図ってきた。相談の対応から受け付けた相談の PIO-NET 登録まで、相談処理の質が向上した。 ・ 消費者被害防止の啓発は、チラシの全戸配布や自治会回覧、出前講座の活用案内等を地域住民に周知し、被害に遭いやすい高齢者は、敬老会での啓発、若年層には新成人式での啓発を行った。繰り返し啓発を行うことにより、住民に消費者被害防止の正しい知識が周知できた。 ・ 小中学校において消費者教育授業を開催し、受講した生徒及び教員からは好評価を得ており、継続することにより消費者教育を定着かつ拡充させることが肝要である。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度の消費生活相談研修には、年間で 13 回参加した。消費者被害は新手の被害が次々と発生することからも、継続して研修に参加することが必要であり、研修を受けやすい環境を整備する。 		

	<p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対象外」 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者及び、民生委員等の高齢者を見守る立場の人を対象とする高齢消費者被害防止推進事業を実施。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、相談員の研修参加を促しレベルアップを図る。 ・ 消費者教育に力を入れ、小中学校における消費者教育授業の定着をめざす。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、相談員の対応能力強化のための研修参加支援を継続し、推進交付金活用期間を経過した後、順次自主財源化を目指す。 ・ 被害防止の啓発事業については、より効果的な取組について、推進交付金活用期間経過後も行うように事業を精査していく。 ・ 若い世代からの消費者教育に重点を置き、消費者教育の定着及び、親子世代～高齢者世代の消費者教育への充実を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口体制を維持し、相談員の研修等について、積極的に参加する。 ・ 地域住民が安心して暮らせるまちづくりをめざし、消費者被害防止のための啓発を継続する。 ・ 各世代の消費者教育を推進し、小中学校における消費者教育授業を実施する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村自主財源化プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	揖斐川町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 年 月 日		
市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 22 年度) ・ 消費生活相談に従事する担当職員(担当課員を含む)の対応能力強化のため、参考図書を購入した。(平成 24 年度) ・ 消費者の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器を購入し、学校給食センターに設置し、検査を実施した。また、機器の保守管理も実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発カレンダーを作成し、全戸に配布した。(平成 25 年度) ・ 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 24 年度から消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援し、関連図書を参考にすることにより、消費生活相談の対応能力が向上した。 ・ 次世代を担う子ども達の学校給食における食品を検査し、公表することにより、安全・安心を確保している。 		
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談の担当職員(担当課員も含む)においては、国民生活センターが実施する研修などに参加し、レベルアップを図る。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対象外」 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対象外」 		
消費者行政活性化及び自主財源化の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、他課と連携をとり、消費者被害を未然防止できるよう努める。 ・ 地域の身近な相談窓口として、対応能力の向上を図る。 		
	<平成 30 年度以降の方針>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金活用期間を経過した事業から自主財源化を目指す。 ・ 啓発事業等については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用経過後も行う事業を精査していく。 ・
消費者行政活性化及び自主財源化の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの設置については、現況を考慮し、他町とも連携し、検討する。 ・ 消費者の安全・安心を確保するため、食品の放射線物質の検査を実施し、機器の保守管理も定期的実施する。
市町村自主財源化プログラムによる活性化事業終了後も継続して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な相談窓口として、対応能力の向上を図る。 ・ 消費者の安全・安心を確保するため、食品の放射線物質の検査を実施し、機器の保守管理も定期的実施する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。 ・

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	大野町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談業務を実施する上で必要な書籍の購入及び消費者教育のための啓発パンフレット、チラシを窓口へ設置した。 (平成 24 年度) ・消費者被害防止のための啓発冊子を作成し、町内の全戸に配布した。(平成 25 年度) ・消費者教育の一環として、老人クラブ、民生委員を対象に出前講座を開催し、消費者教育のための啓発パンフレット、チラシ、回覧板を配布した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 25 年度の 9 件に対し、平成 26 年度は 1 月末時点で 7 件である。今後は、消費生活相談員の配置等を行い、更なる相談体制の充実を図る。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に消費生活相談員を配置する。また、県民生活センター等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 人口 5 万人未満のため対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を配置する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～令和 5 年度、その後自主財源化) ・消費生活相談員を配置し、消費者行政活性化の充実を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のための、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	池田町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器を購入し、学校給食センターに設置し、検査を実施した。また、機器の保守管理も実施した。(平成 24 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ・ティッシュを作成し、民生児童委員、中学生、新成人者に配布した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置し、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 24 年度から消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力が向上した。 小中学校の学校給食における食品を検査し、公表することにより、安全・安心を確保している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2> 相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員においては、国民生活センターの研修に積極的に参加し、平成 27 年度以降は 100%の参加を目指す。 <p><政策目標 4> 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き中学 1 年生に対して、消費生活リーフレットを配布し、啓発を行っていく。 <p><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課 民生委員、社会福祉協議会等と連携を図り、高齢者が消費者被害にあわないような情報共有、啓発活動を行っていく。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の設置・維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活窓口として、担当職員のレベルアップを図る。 ・ PIO-NET 刷新に伴い専用端末を導入。相談体制の強化を図る。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金活用期間を経過した事業から自主財源化を目指す。 啓発事業等については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用経過後も行う事業を精査していく。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの設置については、他町とも連携し、検討する。 ・ 消費生活担当者への対応協力の向上を図る。 消費者の安全・安心を確保するため、食品の放射線物質の検査を継続実施する。
<p>その他特記事項</p>	<p>消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。</p>

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	北方町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を雇用した。 (平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 24 年度の 2 件に対し、平成 27 年 9 月時点で 2 件と横ばいであるが、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 平成 24 年度より、消費生活相談員を雇用し、相談件数は平成 23 年度の 5 件に対し、平成 24 年度は 10 件、平成 25 年度は 17 件、平成 26 年度は 10 件、平成 27 年度 12 月時点で 2 件と少ないが相談件数があり、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 0%であったが、国民生活センターの研修に参加させ平成 28 年度では、消費生活相談員の資格保有率を 50%とするため、さらに消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ 平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 70%（見込み）であったが、担当職員も消費生活相談を受け付けることにより、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、平成 27 年度以降の消費生活相談員の研修参加率を 100%とする。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢消費者被害防止推進モデル事業を行い、高齢者が被害に合わないための防止に向けた研修会を開くなどして見守りに対するネットワーク作りを行う。また、高齢者宅への訪問、防止に関する啓発活動等も併せて行う。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持するため、消費生活相談員の人数を維持する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源化) ・消費生活相談員の雇用を維持する。(平成 27 年度～平成 32 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、町内の連携を密にして全庁を挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	坂祝町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 年 月 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	平成 24 年 1 月より、美濃加茂市・富加町・川辺町とともに広域連携による消費生活相談窓口を設置。住民への周知のため啓発グッズを配布した。(平成 24 年度)
総括・評価	啓発グッズの配付により、住民の意識の強化が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 1 月より、美濃加茂市・富加町・川辺町とともに広域連携による消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 67%であったが、平成 30 年度までに消費生活相談員の資格保有率 100%を目指す。 ・消費生活に関する啓発活動を行うとともに、広域消費生活相談窓口の周知案内を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な窓口である広域消費生活相談窓口として消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・広域消費生活相談室を維持し、相談体制の強化のため消費生活相談員のレベルアップを図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、広域連携する市町及び町内の情報交換等連携を密にして、消費者被害を軽減するよう対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	富加町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のために、相談室を設置し、テーブル・イスを配置した。(平成 23～24 年度) ・ 消費者被害防止のため、啓発チラシを作成し、パンフレットスタンドにおいた。(平成 24～25 年度) ・ 高齢者の消費者被害防止のため、出前講座を実施し、啓発DVDを流すなどした。(平成 25 年度) ・ 啓発文の入ったティッシュ・メモ帳を作成し、ショッピングセンターや、町民まつりなどで配布し、相談室の周知を図る。 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に相談室を設置し、込み入った相談など、相談者が落ち着いて相談できる環境が整備できた。 		
「地方消費者行政強化作戦」（基金を通じた当面の政策目標）への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 1 月より、美濃加茂市・坂祝町・川辺町とともに広域連携による消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 67%であったが、平成 28 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100%とするため、また、消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。(平成 28 年度～平成 36 年度、その後自主財源化) ・ 消費生活に関する啓発活動を行うとともに、広域消費生活相談窓口の周知案内を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 対象外</p>		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域消費生活相談窓口をセンター化する。 ・ 地域の身近な窓口である広域消費生活相談窓口として消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 		
	<平成 30 年度以降の方針>		

	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制を維持し、交付金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 広域消費生活センターの設置をし、維持する。(平成 28 年度目途) 消費生活相談室の周知のため、啓発物品を作成し、ショッピングセンターやスーパーなどで配布して、消費者被害の防止を図る。(平成 27 年度～平成 34 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、広域連携する市町村及び庁内の情報交換等連携を密にして、消費者被害を軽減するよう対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	川辺町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 年 月 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	なし
総括・評価	
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 1 月より、美濃加茂市・坂祝町・富加町とともに広域連携による消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までと同等以上の消費生活相談の質を保つとともに、広域消費生活相談室に地域内の住民誰もが気軽に相談できるよう、消費生活相談員 3 名以上の体制をとる。 ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 67%であったが、平成 30 年度までに消費生活相談員の資格保有率 100%を目指す。 ・消費生活に関する啓発活動を行うとともに、広域消費生活相談窓口の周知案内を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域消費生活相談窓口をセンター化する。 ・地域の身近な窓口である広域消費生活相談窓口として消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持し、推進費活用期間が経過した事業から順次自主財源化を目指す。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 広域消費生活センターを設置し、維持する。・ 消費生活被害防止のため、啓発グッズやチラシ、パンフレット等を各戸に配布や回覧する。また、町イベント等を利用して来客者に対しても同様に配布する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止のため、広域連携する市町及び町内の情報交換等連携を密にして、消費者被害を軽減するよう対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	七宗町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 24 年度、平成 25 年度) 		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発チラシの配布により、特に高齢者の振り込め詐欺等に対する意識の強化が図られた。 		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 広域で専門の相談員（法律家）を設置し相談体制の強化を実施予定</p> <p><政策目標 2>相談体制の質の向上 兼任の担当者が、平成 27 年度以降消費生活相談員研修に積極的に参加しレベルアップを図る。</p> <p><政策目標 4>消費者教育の推進 ・ 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・ 対象外</p>		
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発用パンフレットを、カレンダー化しより一層の啓発強化を図る。 		
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記事業の推進の維持を目指す。 		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	消費者行政啓発カレンダーを作成し全戸配布し、啓発強化の推進を図る。(平成 27 年度～平成 34 年度)		
その他特記事項	消費者被害防止のため、社会福祉協議会や、地元警察との連携を密にして対応する。		

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	八百津町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内全戸に配布した。(平成 24 年度) ・消費生活相談対応のための個室を新設した。(平成 25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に相談対応の個室を新設したことにより、個人のプライバシーが守られ相談業務の改善が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 消費生活相談窓口設置済み</p> <p><政策目標 2>相談体制の質の向上 相談の対応は、町職員が行うため、研修会に参加させることにより基礎的・基本的知識の習得を図る。</p> <p><政策目標 4>消費者教育の推進 対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 対象外</p>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独か広域で消費生活相談員の配置を目指す。 ・消費者被害防止のためのチラシの配布及び出前講座等の啓発事業を行う
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、基金活用期間を経過後も自主財源化を確保し啓発等の事業の継続を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応能力強化のため、研修会への参加支援を行う。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	御嵩町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	
総括・評価	
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から消費生活相談窓口を設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で行われる研修参加率は高いほうであったが、対応能力や質をより向上させるために継続して支援を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p style="padding-left: 20px;">対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口として消費相談窓口を維持する。 <li style="padding-left: 20px;">消費生活相談員を雇用し相談対応を行う。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止事業等を実施するよう消費者教育を広め、出前講座や啓発活動などに取り組む。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口として消費相談窓口を維持する。(自主財源、39 年度まで) ・消費生活担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(自主財源、39 年度まで) ・消費生活相談員を雇用し相談対応を行う。(27～33 年度まで、その後自主財源化) ・消費者被害未然防止のための消費者教育や出前講座、啓発活動などを行う。(30～36 年度まで、その後自主財源化)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	岐阜県	市町村名	東濃西部広域行政事務組合
-------	-----	------	--------------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当組合で雇用した専門相談員による巡回型での消費生活相談窓口を開設し、東濃 3 市（多治見市・瑞浪市・土岐市）の消費生活相談体制の充実を図った。（平成 24 年度） ・ 消費生活相談への対応能力強化のため、消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施。 ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ・啓発物品を作成し、3 市の幼・保育園児、小・中学校生徒に配布（平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 10 月～巡回相談窓口を開始し、平成 24 年度月平均相談件数 44.3 件、平成 25 年度月平均相談件数 47.2 件、平成 26 年度月平均相談件数 71.8 件（8 月末）となり、平成 26 年度は大幅に増加し、相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 25 年度より出前講座を行っており、今後消費者被害防止のため、事業を強化していく。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度より、東濃 3 市の消費生活相談体制の充実を図るため、巡回型の相談窓口を設置 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 10 月の事業開始時には 1 名の相談員（週 4 日勤務）で相談業務行っていたが、平成 25 年 3 月より臨時相談員（当初週 2 日勤務、平成 26 年 4 月より月 9 日勤務）を雇用し、相談業務以外の啓発活動の強化を図った。 ・ 相談件数の増加に伴い、これまでの嘱託相談員 1 名、臨時相談員 1 名の体制を止め、平成 27 年度より嘱託相談員（週 4 日勤務）2 名とし、相談員の巡回日でない市へのバックアップ体制を作ることにより、相談体制の強化を図る。嘱託相談員として雇用することにより処遇改善（雇止めなし）を行う。 <p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>対象外</p> <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>対象外</p>

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の巡回型の消費生活相談事業を維持しながら、消費生活センターの設置に関し協議していく。 ・ 消費生活相談体制を強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 24 年度から平成 30 年度交付金活用予定) ・ 相談件数の増加に伴い、平成 27 年度より、臨時職員(月 9 日勤務:雇止めあり)を嘱託職員(週 4 日勤務:雇止めなし)とする予定。(平成 27 年度から平成 33 年度交付金活用予定) ・ 啓発活動の体制強化を図る。(平成 27 年度から平成 32 年度交付金活用予定) ・ 巡回型相談体制の維持を図る(平成 27 年度から平成 30 年度交付金活用予定)とともに、交付金事業終了までにセンター化した際には、その機能を維持していく。 ・ 基金、交付金を活用して、配置した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。 ・ 弁護士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害の防止・救済のため、組合構成市(多治見市・瑞浪市・土岐市)の福祉担当部局との意見交換会を開催し、相互の連携を強化する。(平成 26 年度から)